

議案第74号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(イ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「職員が」を「職員が、」に、「若しくは出産したことにより」を「又は出産したことにより、」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当する」に改め、同

号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号中「職員が」を「職員が、」に、「若しくは出産したことにより」を「、又は出産したことにより、」に、「失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

第19条第2項中「規定により」を「規定による」に、「特別休暇を」を「特別休暇又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間を」に、「の時間」を「又は当該

介護時間を与えられて勤務しない時間」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第 号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下これらを「特定教員」という。）であった者が、この条例の施行の際現に承認を受けている育児休業等（育児休業、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）及び部分休業（同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。）をいう。以下同じ。）は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の定めるところにより承認を受けた育児休業等とみなす。
- 3 改正後の条例第3条第5号に掲げる事情により育児休業（施行日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第4号に規定する育児休業に相当する育児休業に係る子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合における育児休業に限る。）の承認を受けようとする特定教員であった者に対する改正後の条例第3条第5号の規定の適用については、同号中「3月」とあるのは「1月」とする。
- 4 改正後の条例第11条第6号に掲げる事情により育児短時間勤務（施行日前に改正

前の条例第11条第5号に規定する育児短時間勤務に相当する育児短時間勤務に係る子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合における育児短時間勤務に限る。)の承認を受けようとする特定教員であった者に対する改正後の条例第11条第6号の規定の適用については、同号中「3月」とあるのは「1月」とする。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

育児休業の対象となる子の範囲、再度の育児休業をするための要件等を改めるとともに、教育委員会所管の学校の教員の育児休業等に関する特例を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の育児休業等に関する条例 (抄)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) - (3) 省 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省 略

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在までに、その任期（任期が更

職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用さ
間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採
れないことが明らかでない非常勤職員

用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 省 略

イ 次条 第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日
第2条の3 が1歳に達する

（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期日（以下「1歳到達日」という。）

間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）
において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 省 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
第2条の3

当該各号に定める日とする。

(1) - (2) 省 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日
の1歳6箇月到達日

ア - イ 省 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の3 省 略
第2条の4

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が 産前の休業を始め、若しくは出産したことにより 当該育児職員が、又は より、

休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより育児休業の承認失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当す
が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係
る

る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(2) - (5) 省 略

(3) (6)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること

(7) 第2条の3

(7) 省 略

(8)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）

をしている職員が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより 当該育児短時間勤務の職員が、、又は より、

承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する

承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

(2) - (6) 省 略

(3) (7)

（部分休業の承認）

第19条 省 略

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第11条の規定により生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇又は同条例第12条の2第1項の規定による

介護時間を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲又は当該介護時間を与えられて勤務しない

内で行うものとする。

(教育委員会所管の学校の教員の育児休業等)

第22条 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・
中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の育児休業等については、大
阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

(施行の細目)

第23条 省 略

第22条